

依頼講演抄録投稿規定

【投稿規定】

- ・抄録文字数：400～600文字（左記の制限以上、および以下の場合は投稿できません。）文字数の不足をスペース、改行で調整することの無いようにご執筆ください。
- ・使用材料に関する表記は、「一般名（製品名：規格：メーカー）」として表記ができます。あくまでも、読者・聴講者が講演者の方法をトレース・追試するためであり査読委員会にて宣伝活動とみなされた場合は、ご修正いただきます。
（メーカー協賛プログラムを除く。）
- ・本文中に所属、演題その他抄録本文とは関係の無い表記が確認された場合、削除させていただきます。不要表記を削除し抄録本文の文字数が不足した場合は再投稿となります。
- ・文章の末尾は、である調で締めること。
- ・句読点は、「、」「。」を使用すること。
- ・主観的な表現は用いないこと。
- ・社会的に影響を与える表現や差別的な表現は用いないこと。

【利益相反について】

日本顎咬合学会は、会員の研究等の利益相反^{*}(Conflict of Interest: COI) 状態を公正に管理するために「研究等の利益相反に関する指針」(以下、利益相反指針)を策定していますので、発表する前には「申告書」の提出、発表当日にはスライドまたはポスターにて、COI 状態について必ず公表していただきます。

※利益相反とは、外部との経済的な利益関係により公的研究で必要とされる「公正」かつ「適正」な判断や患者の利益が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明される事態のこと。

【倫理規定・未承認資材について】

臨床試験や実験的な医療行為などは、事前に所属研究機関または所属学会倫理委員会の審査を必要とします。また、未承認薬・資材・器材を用いた臨床研究は倫理申請を要します。申請が必要な場合は学術大会事務局までご連絡ください。